

生駒市条例第 23 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 9 月 26 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市鹿ノ台地区整備計画区域の項中「平成 10 年 4 月 1 日生駒市告示第 49 号」を「平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 106 号」に改め、同表生駒市西白庭台地区整備計画区域の項中「都市計画法」の次に「第 21 条第 2 項において準用する同法」を加え、「平成 15 年 3 月 20 日生駒市告示第 50 号」を「平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 106 号」に改め、同表に次のように加える。

生駒市都市計画道路高山富雄小泉線沿道地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 107 号に定める大和都市計画生駒市都市計画道路高山富雄小泉線沿道地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
生駒市学研北生駒駅前地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 107 号に定める大和都市計画生駒市学研北生駒駅前地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 に次のように加える。

<p>生駒市都市計画道路高山富雄小泉線沿道地区整備計画区域</p>	<p>沿道サービス地区A</p>	<p>次に掲げる建築物  1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）  2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち令第130条の3に規定するもの  3 自動車教習所  4 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。）  5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  6 工場。ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。  7 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>5,000平方メートル。ただし、10,000平方メートル以上の市街地開発事業等において整備を図る場合には、この限りでない。</p>	<p>1メートル以上</p>				
	<p>沿道サービス地区B</p>	<p>次に掲げる建築物  1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）  2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち令第130条の3に規定するもの  3 寄宿舎又は下宿  4 自動車教習所  5 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットシ</p>	<p>500平方メートル</p>	<p>1メートル以上</p>				

	<p>ョップの用途に供するものを除く。)</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 ホテル又は旅館</p> <p>8 工場。ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。</p> <p>9 倉庫業を営む倉庫</p>						
沿道サービス地区C	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 寄宿舍又は下宿</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。)</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 工場。ただし、自動車修理工場及びパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。</p> <p>7 倉庫業を営む倉庫</p>		道路境界線まで 1メートル以上				
鉄道施設地区	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅（法別表第2(イ)項第1号に係るもの)</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののう</p>						

		<p>ち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅</p> <p>4 寄宿舎又は下宿</p> <p>5 工場</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 ホテル又は旅館</p> <p>8 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場の用に供する施設</p> <p>9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>10 自動車教習所</p> <p>11 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。）</p> <p>12 倉庫業を営む倉庫</p>						
生駒市学研北生駒駅前地区整備計画区域	駅前センター地区	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 寄宿舎又は下宿</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 工場。ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むものを除く。</p>	500平方メートル	1メートル以上	物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの			

	<p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。）</p> <p>10 倉庫業を営む倉庫</p> <p>11 別表第4（あ）欄に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>							
<p>鉄道施設地区</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅</p> <p>4 寄宿舎又は下宿</p> <p>5 工場。ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類</p>							

する食品製造業を営むものを除く。

6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

7 ホテル又は旅館

8 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場の用に供する施設

9 カラオケボックスその他これに類するもの

10 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

11 自動車教習所

12 畜舎（ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。）

13 倉庫業を営む倉庫

14 別表第4(あ)欄に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物

附 則

この条例は、公布の日から施行する。